

## スイス知的財産庁（IPI）、スイス議会が改正特許法案を承認

2024年6月12日

JETRO デュッセルドルフ事務所

スイス知的財産庁（IPI）は、2024年3月15日、同日に、改正特許法案に関する最終投票が行われ、国民議会で賛成191票、反対0票、棄権0票、全州議会で賛成44票、反対0票、棄権0票で法案が承認された旨、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースによれば、今後、国民投票が行われなければ<sup>1</sup>、スイス連邦参事会が発効を決定するとして、同時に、規則の改正作業もすでに進められており、すべての利害関係者に情報を提供し、必要に応じて意見募集が計画される、としている。

IPIのウェブページ<sup>2</sup>等によれば、主な改正点の概要は次のとおり。

- ・ スイスでは従前、新規性・進歩性に係る審査を受けていなかったところ<sup>3</sup>、今後は新規性・進歩性についても追加で審査を請求することができるようになる。これにより、スイスの特許について法的安定性が向上するとともに、特に中小企業や個人発明者にとっては、（欧州特許庁と比較して）安価に審査結果を得ることができる代替手段となる。さらに、英語で特許出願が可能となる。
- ・ 2008年に導入されて以降、利用されていなかった異議申立手続を廃止するとともに、（IPIが新規性及び進歩性を判断することになり、複雑な技術的問題について決定を下す必要があるため）連邦行政裁判所（FAC）ではなく連邦特許裁判所（FPatC）をIPIの決定に対する不服申立て機関とする。

— IPIのニュースリリース等は、以下参照 —  
（ニュースリリース）

[Switzerland modernises its Patents Act](#)

（承認された改正特許法案）

[Bundesgesetz über die Patente und ergänzenden Schutzzertifikate \(Patentgesetz, PatG\)](#)

---

<sup>1</sup> スイスでは、ほとんどの法律で国民投票は行われませんが、新しい法律が公布されてから100日以内に5万人の有効な署名を集めた場合、その法律に関する国民投票が行われ、有権者の過半数の賛成を得た場合のみ施行される。

<sup>2</sup> <https://www.ch.ch/de/abstimmungen-und-wahlen/referendum/#das-obligatorische-referendum>  
<https://www.ige.ch/en/law-and-policy/national-ip-law/patent-law/revision-of-the-patents-act/objectives-of-the-revision/strengthening-the-swiss-patent>

<sup>3</sup> 従来のスイス特許法第59条第4項では、「庁は、発明が新規なものであるか否か又はそれが技術水準に照らして自明なものであるか否かは審査しない。」と規定されており、産業上の利用可能性や公序良俗違反等についてのみ審査されていた。

(以上)